

平成 20 年 11 月 7 日

検査・監督担当官 殿

金融担当大臣 中川 昭一

中小企業の特性や経営実態を踏まえた検査・監督の徹底について

中小企業の経営環境は大変厳しい状況にあり、金融機関においては、借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮することが求められている。

こうした中、今般、中小企業向け融資に関し、貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いを拡充するため、監督指針及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改定することとした。

金融庁及び財務（支）局の各検査・監督担当官は、検査・監督の現場において、今回の改定内容を踏まえ、監督指針及び金融検査マニュアル等の適切な運用を徹底されたい。また、中小企業向け融資において、金融機関が条件緩和への対応を含め、借手企業の経営実態や特性を十分踏まえて柔軟に対応することにつながるよう、適切な検査・監督に一層努められたい。